

マージン率等の情報提供について

2021年9月1日
株式会社エンジョブ

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開します。（法第23条5項）

対象期間	2019年11月1日から2020年10月31日
派遣先事業所数（実数）	5件
1日（8時間あたり）の労働者派遣料金の平均額	16,855円
1日（8時間あたり）の派遣労働者の賃金の平均額	10,475円
マージン率の平均	37.9%
派遣労働者数（2021年6月1日付）	24人

マージン率には以下のものが含まれています。

- ①派遣会社が派遣社員の雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料
- ②派遣社員が有給休暇を取得する際の引当分としての費用
- ③健康診断、営業費、派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・登録センター賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費

《労使協定締結情報》

労使協定を締結しております。

対象となる派遣労働者の範囲：派遣先で業務に従事する全ての従業員

労使協定の有効期間の終期：2022年3月31日